

## 議会議案第4号

### 四條畷市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり、四條畷市議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月18日 提出

提出者 四條畷市議会議員

柳生 駿祐

長畑 浩則

若松 正治

吉田 裕彦

#### 提案理由

令和7年4月組織機構改革に伴い、四條畷市議会の常任委員会の所管の改正を行いたく、本案を提案した。

## 四條畷市議会委員会条例の一部を改正する条例

四條畷市議会委員会条例（昭和45年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務建設常任委員会の項中「、都市整備部、田原支所、施設創生課」を「、施設創生部、都市整備部、田原支所」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の四條畷市議会委員会条例の規定に基づく総務建設常任委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ改正後の四條畷市議会委員会条例の規定に基づく総務建設常任委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員として引き続き在任するものとし、その任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に旧委員会において調査中又は審査中の事件は、当該事件を所管する新委員会に承継されるものとする。